

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

被扶養者の収入の確認における留意点について

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入の確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成 30 年 8 月 29 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、御対応いただいているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、被扶養者の収入の確認における留意点について、下記のとおり、改めて周知しますので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 被扶養者として認定した者については、認定後、少なくとも年 1 回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましいこと。
- 2 確認に当たり、被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むものとする。この際には、勤務先から発行された給与明細書、市区町村から発行された課税証明書等の公的証明書等を用いること。
- 3 今後 1 年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近 3 ヶ月の収入を年収に換算すると 130 万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- 4 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去 1 年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その 1 年間のみ上昇し、

結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。